

訪問型サービス QA

| | |
|-----|---|
| Q 1 | 要支援1相当の人が、事業対象者になることで週2回程度を超える訪問型サービスを利用することができますか。 |
|-----|---|

A 1 要支援1相当の状態像の人が事業対象者になれば、要支援2相当のサービスが利用できるわけではありません。

週2回程度を超える利用を想定する事業対象者とは、要支援2の人が認定の更新をせずに事業対象者になった場合などを想定しています。

適切なケアマネジメントのもと必要なサービス量を位置づけてください。

| | |
|-----|---|
| Q 2 | 介護予防訪問介護から訪問型サービスに移行した場合、初回加算の算定はできますか。 |
|-----|---|

A 2 できません。 訪問型サービスにおいて、初回加算を算定できるのは指定介護予防訪問介護を提供した場合と同様です。

訪問型サービスについて初回加算算定ができるのは、他の算定要件を満たしたうえで、以下のとおりです。

- ① 利用者が過去2か月以上、当該事業所から当該サービスを受けていない場合
(介護予防訪問介護・訪問型サービス)
- ② 要介護者が要支援者または事業対象者になった場合
要支援者 ⇔ 事業対象者 は該当しません。

| | |
|-----|---------------------------|
| Q 3 | 20分未満の訪問型サービスの内容はどうなりますか。 |
|-----|---------------------------|

A 3 排泄介助、体位変換、起床介助などといった利用者の日常生活に必要な短時間の身体介護を想定しています。

| | |
|-----|--------------------------------|
| Q 4 | 20分未満の訪問型サービスは、2時間ルールは適用されますか。 |
|-----|--------------------------------|

A 4 前回提供した訪問型サービス（短時間サービス）から2時間の間隔を空けずにサービスを提供した場合は、算定できません。